

深谷市市民協働事業提案制度

提案の手引き



<問い合わせ>

深谷市役所 協働推進部 協働推進課（市役所本庁舎 2 階）

〒366-8501 深谷市仲町 11-1

TEL : 048-574-6658 FAX : 048-501-5222

Mail : kyoudou@city.fukaya.saitama.jp

目次

○制度の趣旨・募集する提案	1
○募集する提案の要件	1
○提案者の要件	2
○提案方法等	2
○制度の流れ	3
○情報公開について	4
○Q&A	4
○提出書類	6

1. 制度の趣旨

深谷市市民協働事業提案制度は、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行う自治会やボランティア団体、NPO法人等の団体及び企業、公益法人、学校法人、業界団体等の団体からの提案を受けて、深谷市と協働で事業を行うことにより、多様な主体と深谷市との連携・協働を推進し、市民サービスの質の向上、行政課題の効果的・効率的な解決を図ることを目的とするものです。

2. 募集する提案

募集する提案は、次の通りです。いずれの提案も、原則、新たな深谷市の財政措置はありません。

- ① 「市民テーマ型提案」：市民活動団体及び企業等が行う社会貢献活動と市の事業をマッチングさせることで、より良い市民サービスの提供につながる事業提案
- ② 「行政テーマ型提案」：深谷市が設定するテーマに提案団体と市が協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決につながる事業提案

3. 募集する提案の要件

提案していただく事業は、次のいずれにも該当しないことを要件とします。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 国、地方公共団体、その他の団体から助成もしくは委託を受けている事業
- (7) 公序良俗に反する事業

4. 提案者の要件

提案をすることができるのは、次の全ての要件を満たす市民活動団体および企業等です。個人は対象となりません。

- (1) 運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- (2) 適正な会計処理を行っていること。
- (3) 団体の責任者及び事業責任者が特定できること。
- (4) 5人以上の会員で組織されていること。
- (5) 原則として、1年以上継続して活動していること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

5. 提案方法等

<提案時期>

随時、受け付けています。

<市民テーマ型提案>

提案内容の相互理解と本制度の趣旨に沿ったものであるか確認するため、『事前協議』が必要となりますので、事前相談シート（様式第1号）をご提出ください。また、事前協議が整いましたら、市民協働事業提案書（様式第2号）、企画書（様式第3号）、団体の概要書（様式第4号）をご提出ください。

※事前協議の結果、提案書類の提出に至らない場合もあります。

<行政テーマ型提案>

市民協働事業提案書（様式第2号）及び団体の概要書（様式第4号）をご提出ください。

<提出・問い合わせ先>

深谷市役所 協働推進課（市役所本庁舎2階）

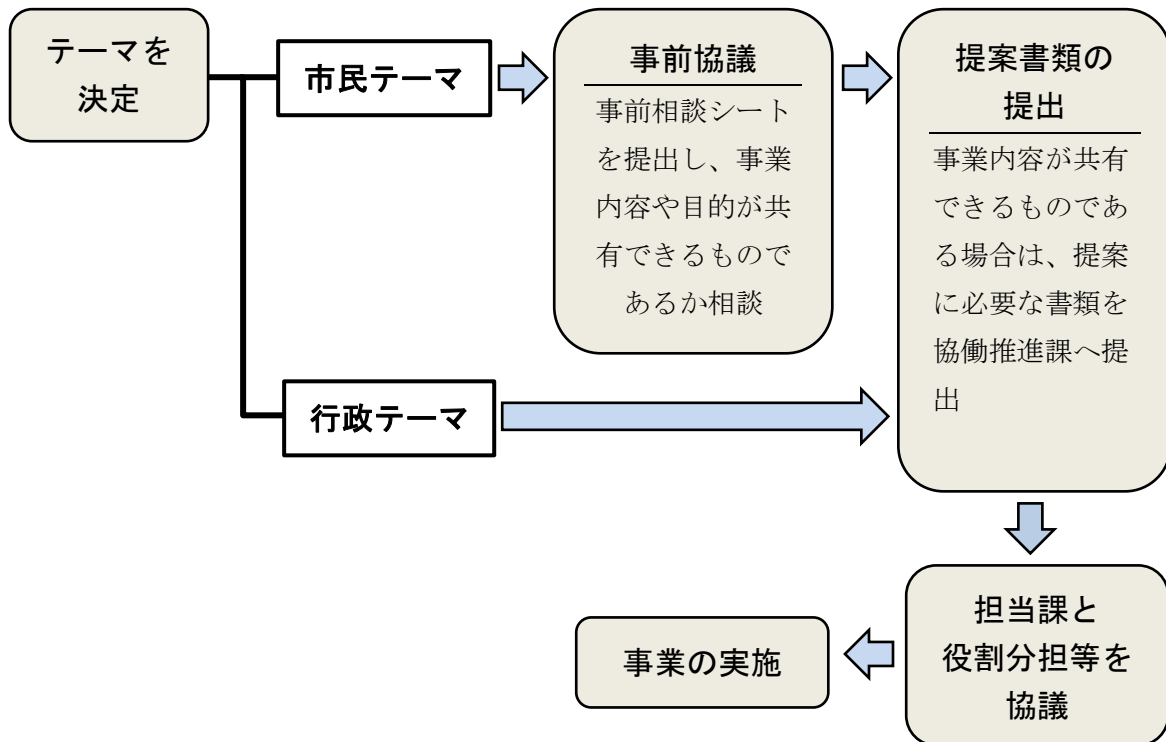
〒366-8501 深谷市仲町11-1

TEL : 048-574-6658 FAX : 048-501-5222

MAIL : kyoudou@city.fukaya.saitama.jp

※提出書類の様式は協働推進課でお渡しする他、市ホームページからダウンロードできます。

6. 制度の流れ



事前協議の結果、提案書類の提出に至らない場合もあります

事前協議時には、次の内容等を市で確認をします。その上で、担当課を決定し、課題の共有ができた事業について、提案の受付を行います。

- 1 現在実施している事業（業務）の効率化が図れること
- 2 実施予定の事業（業務）に合致すること
- 3 新たな財政負担が必要でないこと

7. 情報公開について

事業の公平性及び透明性を高めるため、以下の内容等を市ホームページで公開する場合があります。

- ・事業の応募状況（提案団体名、事業名、事業の概要等）
- ・事業経過等

Q & A

応募団体について

Q 1 他の市町村でも活動しているが、応募できるか。

A 1 主な活動拠点が深谷市内にあれば応募できます。

Q 2 複数の団体で1つの提案をしてもよいか。

A 2 可能です。主体となる団体で申請していただき、提案書の申請欄に連名で記入してください。

Q 3 公職とは。

A 3 衆議院議員、参議院議員及び地方自治体の議会議員と長です。

応募内容について

Q 4 営業利益を生む事業の提案は可能か。

A 4 主たる目的が営業である場合は対象外となりますが、地域の課題を解決する事業の副産物として利益が上がる場合は問題ありません。

支出経費等について

Q 5 お金がかかる事業は提案できないのか。

A 5 事業自体は支出が伴うものであっても問題ありませんが、この制度は、事業資金の補助制度ではありませんので、原則として、市の新たな財政措置が必要となるものは対象外となります。

提出書類

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 事前相談シート（市民テーマ型提案のみ） | （様式第1号） |
| 2 | 市民協働事業提案書 | （様式第2号） |
| 3 | 企画書（市民テーマ型提案のみ） | （様式第3号） |
| 4 | 団体の概要 | （様式第4号） |

※提出書類の様式は、協働推進課でお渡しする他、市ホームページからダウンロードできます。